

## 申告が必要な方

### 市・県民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在市内在住で、下記に該当しない方

- ▷平成29年分の所得税を確定申告する方
- ▷前年中の所得が給与のみ、または公的年金のみの方(ただし、所得が給与のみでも、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方や医療費控除などの各種控除を受ける方は、申告が必要な場合があります)

### 所得税の確定申告が必要な方

- ▷その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方
  - ▷1カ所から給与を受け、その他の所得の合計額が20万円を超える方
  - ▷2カ所以上から給与を受け、年末調整されなかった分の給与収入と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
  - ▷給与収入が2,000万円を超える方
  - ▷医療費控除など各種控除を申告する方
  - ▷所得税の還付を受けようとする方
  - ▷公的年金等の収入金額が400万円以上ある方、または400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方
- 不明な点は、多治見税務署へ問い合わせください。

## 必要なもの

| 区分         | 対象  | 必要なもの  |
|------------|---|--|
| 共通         | 申告をする全ての方   | ▷朱肉を使う印鑑<br>▷申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード<br>▷本人確認書類  |
| 収入関係       | 事業所得・不動産所得・農業所得のある方   | 作成済みの収支内訳書                                       |
|            | 給与、年金のある方   | 源泉徴収票(複数ある場合は全て)※1                               |
|            | 報酬、上場株式などに係る配当所得のある方  | 支払調書、支払通知書(支払額、源泉額が分かる物)                         |
| 控除関係       | 下記の保険料などを支払っている方<br>▷国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(支払証明書を1月下旬頃送付予定)<br>▷国民年金保険料、国民年金基金掛金 | 社会保険料の支払証明書                                      |
|            | 生命保険料を支払っている方   | 生命保険料の支払証明書                                      |
|            | 地震保険料を支払っている方   | 地震保険料の支払証明書                                      |
|            | 障害者控除を受ける方  | 障害者手帳・療育手帳または障害者控除対象者認定書 など ※2                   |
|            | 医療費控除を受ける方  | (4ページ参照)   |
|            | セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方  |  |
|            | 住宅借入金等特別控除を受ける方(2年目以降)(1年目は税務署でのみの受け付け可)  | ▷(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書<br>▷住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 |
| 寄附金控除を受ける方 | 寄附先から交付された領収書など   |  |
| その他        | 市役所・税務署から申告書が届いた方   | 申告書(市税務課や各支所などに設置)                               |
|            | 所得税の還付のある方  | 預・貯金通帳(本人名義)などの口座番号の分かるもの                        |
|            | 扶養控除を適用する方  | 被扶養者のマイナンバーが分かるもの                                |

※1 老齢年金を受けている方で、2月になっても日本年金機構から源泉徴収票が届かないときは、「ねんきんダイヤル」(☎0570-05-1165)へ問い合わせください。源泉徴収票の再発行は、それぞれの発行元(年金事務所や勤務先など)に申し出てください。

※2 障害者控除対象者認定書は、平成29年12月31日現在、要介護認定を受けている方に高齢介護課で発行します。